

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名		支払通知書に係る所要の整備	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容		支払通知書について以下の見直しを行うこと	
		① 受益者等課税信託の受託者が受益者に交付するオープン型証券投資信託の収益分配金及びみなし配当の支払通知書については、交付時期を見直すこと ② 所得税法第 25 条第 1 項に規定する配当等とみなす金額に係る支払通知書の交付方式について、年間一括方式を認めること	
		減収見込額 （平年度）	－百万円 （－百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 書面交付手続きを合理化し、証券会社等の事務コストを軽減するとともに投資家の利便性の向上を図り、もって個人投資家の証券市場への参加拡大を図る。	
		(2) 施策の必要性 適正な納税環境の整備を押し進める一方で、書面交付手続きについて合理化を図ることは、社会全体のコストを軽減するため必要である。 本措置により、事務手続きの簡素化が図られ、投資家の利便性が向上するため、合理性が認められる。また、金融機関の事務コストが軽減されるため、有効な措置である。	
		(3) 要望の措置の妥当性 書面交付手続きの合理化を図ることは、投資家の利便性を向上させるとともに社会全体のペーパーレス化にも繋がり、環境対策としても有意義である。	
今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ. 1. (4) 個人投資家の参加拡大	
	政策の達成目標	書面交付手続きを合理化し、投資家の利用者利便を図るとともに証券会社等の事務コストを軽減する	
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする	
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)	

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
	これまでの要望経緯	なし